

旭川医科大学構内駐車整理要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年10月1日学長裁定)

旭川医科大学構内駐車整理要項の一部を改正する要項

旭川医科大学構内駐車整理要項（平成16年10月26日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略) (駐車整理業務に関する事務等) 第8 駐車整理業務に関する事務については、受託者への委託に係る事項以外は、<u>施設課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年10月1日から施行する。</u> 【改正理由】 学内駐車場の運用に関する事務の所掌の変更に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (駐車整理業務に関する事務等) 第8 駐車整理業務に関する事務については、受託者への委託に係る事項以外は、<u>総務課</u>において処理する。 (略)